

# 着任のご挨拶

東成税務署長

## 山本 さなえ



第 148 号  
令和 5 年 8 月

発行所  
公益社団法人 東成納税協会  
東成納税貯蓄組合連合会  
東成区東小橋1丁目17番26号  
東成税務署斜め前  
電話 06 (6971) 1412

メールアドレス  
higasinari@nk-net.co.jp  
ホームページアドレス  
https://www.nk-nct.co.jp/  
higasinari/

盛夏の候、公益社団法人東成納税協会並びに東成納税貯蓄組合連合会の皆様方には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から税務行政全般にわたりまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の人事異動で東成税務署長を拝命し、芦屋税務署から転任してまいりました山本でございます。

「東成」は大阪市の中でも、非常に古い歴史と人情味豊かな伝統のある町と聞いており、挨拶を兼ねて管内を回り、「東成の歴史」を実感しているところでございます。

このような伝統と歴史のある地に勤務できますことは、大変光栄なことと感激いたしておりますとともに、その責任の重さに身が引き締まる思いでございます。

さて、いよいよ本年10月1日からインボイス制度が開始されます。税務署では毎月、説明会や相談会を開催して

おり、私どもは、事業者の皆様方が、制度への理解を深めた上で、それぞれの事業実態に応じた対応を進められるよう、引き続き、個々の事業者の方々に寄り添った一層丁寧な説明や相談対応に努めていきたいと考えております。

また、近年、新型コロナウィルス感染症への対応もあいまって、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっています。国税庁におきましても、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」―税務行政の将来像2023―を公表し、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて、施策を進めていきます。

具体的には、国税の申告や納付、納税証明書の発行も、e-Taxやキャッシュレス納付、電子納税証明書の手続を利用すれば、いつでもどこでも、より簡単に、より便利にでき、納税者の利便性の向上や税務署の業務の効率

化にもつながることとなりますので、積極的に取り組んでいるところであります。

しかしながら、これらのことは、私どもの力だけでは到底なし得るものではなく、皆様方の御理解と御協力があつてはじめて実現できるものでございます。

幸い、当署管内に東成納税協会並びに東成納税貯蓄組合連合会があり、大変心強く感じております。これまでも、組織を挙げて納税道義の高揚や税知識の普及はもとより、青色申告、キャッシュレス納付、e-Taxの利用拡大及び租税教育等に積極的に取り組んでいただいております。深く感謝を申し上げます。

皆様方におかれましては、物価の高騰、為替変動等々に伴い、難しい経営課題に対応されていると思いますが、どうか今後とも活発な事業活動を通じて、組織の拡充をされますとともに税務行政に対する更なる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人東成納税協会並びに東成納税貯蓄組合連合会の益々の御発展と会員並びに組合員の皆様方の御健勝と御繁栄を祈念いたしましたして着任の挨拶とさせていただきます。

CONTENTS	
●着任のご挨拶 東成税務署長……………	1
●東成税務署 定期人事異動情報……………	2
●令和5年度定時総会 -東成納税協会- ……	3
●令和5年度定時総会 -東成納税貯蓄組合連合会- ・納税協会 新入会員のご紹介……………	4
●大阪府中央府税事務所からのお知らせ……………	5
●東成税務署からのお知らせ……………	6
●事業活動報告……………	7・8

東成税務署 定期人事異動情報

7月10日付けで、東成税務署の定期人事異動がありましたのでお知らせします。

定期人事異動による転出・転入者名簿(統括官以上)

職名等	転出		転入	
	氏名	新所属	氏名	旧所属
署長	須江 英隆	大阪国税局 徴収部 機動課長	山本さなえ	芦屋税務署 副署長
総務課長	中西 憲二	(留任)	中西 憲二	(留任)
個人課税部門 統括官	山本 繁彦	豊能税務署 特別国税調査官(所得税担当)	大前 靖代	大阪国税局 課税第一部 統括国税実査官(電商) 情報技術専門官
法人課税第1部門 統括官	栢森 真治	大阪国税局 調査第二部 統括官付 総括主査	藤原 浩子	大阪国税局 総務部 税務相談室 相談官
法人課税第2部門 統括官	小笠原公彦	(留任)	小笠原公彦	(留任)
総務係長	浅浦 聡	税務大学校 大阪研修所 教育官	大力 慶介	粉河税務署 管理運営・徴収部門 徴収官

東成税務署 幹部職員プロフィール

**署長** やま もと **山本 さなえ**  
 出身 愛媛県  
 趣味・特技 観劇、ウォーキング  
 座右の銘、モットーなど一言  
 <好きな言葉>  
 平常心



**総務課長** なか にし けん じ **中西 憲二**  
 出身 阪南市  
 趣味・特技 ジョギング、釣り  
 座右の銘、モットーなど一言  
 人生、楽ありや、苦もあるさ！  
 総務課長2年目になります。  
 引き続き、よろしく願いいたします。

**個人課税部門  
統括官** おお まえ やす よ **大前 靖代**  
 出身 香川県  
 趣味・特技 ウォーキング  
 座右の銘、モットーなど一言  
 千里の道も一歩から！

**法人課税第1部門  
統括官** ふじ わら ひろ こ **藤原 浩子**  
 出身 大阪市  
 趣味・特技 ジムでのトレーニング  
 座右の銘、モットーなど一言  
 東成での出会いを大切に  
 1年間頑張りたと思います。

**法人課税第2部門  
統括官** お がさはら きみ ひこ **小笠原 公彦**  
 出身 香川県  
 趣味・特技 手話で租税教室できます  
 座右の銘、モットーなど一言  
 柳に雪折れ無し。

**総務係長** たい りき けい すけ **大力 慶介**  
 出身 岸和田市  
 趣味・特技 ボルダリング  
 座右の銘、モットーなど一言  
 為せば成る！

# あ な た の 街 の 納 税 協 会

## 令和5年度定時総会 ー公益社団法人東成納税協会ー

東成納税協会の定時総会が、6月13日、KKRホテル大阪において、東成税務署長、中央府税事務所長、なんば市税事務所長、大阪市東成区長、近畿税理士会東成支部長のご臨席のもと、多数の代議員の出席を得て開催されました。なお、決議事項は次のとおりで、原案どおりすべて承認可決されました。

**議 題**

**〔決議事項〕**

第1号議案 令和4年度事業報告及び決算の承認の件

**〔報告事項〕**

令和5年度事業計画及び収支予算の報告

**新年度の事業計画**

**1 運営と組織関係**

- (1) 正副会長及び諸会議の開催により国、府、市との連携強化
- (2) 説明会、研修会、講習会、税務相談及び各種会合を通じての組織拡大
- (3) 協会役員、代議員による組織拡大

**2 納税者が税に関する理解を深め、適正な税務申告を促進し、納税道義の高揚を図るための事業（公益目的事業）**

- (1) 税務指導・税務相談等の実施
  - イ 税理士による税務指導・税務相談、e-Taxの個別指導等の実施
  - ロ 所得税等の確定申告に係る相談会場の開設
- (2) 説明会や講演会等の開催
  - イ 改正税法等説明会、決算説明会、記帳説明会等の開催
  - ロ 講演会、セミナーの開催
  - ハ e-Tax研修会、簿記教室等の開催
  - ニ 租税教室の開催

- (3) 会報誌・機関誌・小冊子の配布
  - イ 東成納税だよりの発行・配布
  - ロ 納税月報、税に関する小冊子、税金ア・ラ・カルト等の配布
- (4) 税務広報の実施
  - イ 税務当局等と連携したPR
  - ロ 税の役割や納税協会の事業目的を周知するポスター等の掲示
  - ハ 各税に係るパンフレット、チラシの配備及びポスターの掲示
  - ニ 納税道義の高揚を図るためPR用品の配布
  - ホ 東成区民まつり等の地域イベントへの参画
  - ヘ 中学生の「税についての作文」、小学生の「税についての習字」への表彰の実施
  - ト 東成納税貯蓄組合連合会に対する助成
- 3 税務図書等、収入印紙等の販売、大型総合保障制度等のあっせん、小規模共済制度の推進とPR（収益1、2）
- 4 納税協会の組織強化に資する事業（その他事業）
  - (1) 納税表彰の実施
  - (2) 納税協会メールマガジンの配信、納税協会員としての意識向上のため各種研修会の開催
  - (3) 納税協会連合会が企画する「NKメンバーズツアー」のあっせん



令和4年度 正味財産増減計算書 R4年4月1日～R5年3月31日	
公益社団法人東成納税協会 (単位:円)	
科 目	決算額
I 一般正味財産の部	
1 経常収益	
受取会費	10,904,200
事業収益	4,379,569
受取助成金	11,240,600
その他の収益	1,773,520
経常収益計	28,297,889
2 経常費用	
事業費	21,969,180
管理費	3,794,816
経常費用計	25,763,996
税引前当期一般正味財産増減額	2,533,893
法人税、住民税及び事業税	70,000
当期一般正味財産増減額	2,463,893

令和5年度 収支予算書(損益ベース) R5年4月1日～R6年3月31日	
公益社団法人東成納税協会 (単位:円)	
科 目	予算額
I 一般正味財産の部	
1 経常収益	
受取会費	10,842,000
事業収益	3,790,000
受取助成金	10,910,000
その他の収益	1,899,817
経常収益計	27,441,817
2 経常費用	
事業費	22,875,801
管理費	3,899,628
経常費用計	26,775,429
税引前当期一般正味財産増減額	666,388
法人税、住民税及び事業税	70,000
当期一般正味財産増減額	596,388

貸借対照表 令和5年3月31日現在			
公益社団法人東成納税協会 (単位:円)			
科 目	金額	科 目	金額
I 流動資産	16,004,744	I 流動負債	1,988,742
II 固定資産		II 固定負債	
基本財産	54,400,000	役員退職慰労引当金	700,000
特定資産	49,917,782	退職給付引当金	790,000
その他固定資産	672,429	負債合計	3,478,742
		III 正味財産	117,516,213
資産合計	120,994,955	負債・正味財産合計	120,994,955

# 地域社会に貢献する納税協会です

## 令和5年度定時総会 一東成納税貯蓄組合連合会一

東成納税貯蓄組合連合会の定時総会が、5月24日にKKRホテル大阪において、税務関係当局並びに近畿税理士会東成支部のご来賓をはじめ、多数の会員の出席を得て開催されました。

### 議案

- 1 令和4年度事業報告及び決算の承認の件
  - 2 令和5年度事業計画及び収支予算の承認の件
- 以上の議案について慎重に審議をした結果、原案どおり満場一致で可決されました。

### 新年度の事業計画

納税貯蓄組合は、納税資金の備蓄活動を通じて、租税の期限内完納を図ることを目的とする団体であるという原点に立ち返り、基本事業である自主納付態勢の確立と納税道義の高揚を図るため、納税協会をはじめとする他の納税協力団体と連携協調し、地域に密着した諸事業を実施します。

#### 1 税務広報

会報誌「東成納税だより」の発行、地域イベントへの参加、「納貯の日キャンペーン」活動の実施

#### 2 租税教育の推進

青少年の税に対する意識の浸透のため、中学生の「税についての作文」の募集と表彰

税の作品(小学生の「税についての習字」など)の表彰

東成区租税教育推進協議会に協賛し、租税教育用小冊子の配付や租税教室の開催

#### 3 講演会の開催

#### 4 東成納税協会との連携

東成納税協会青色申告部会に協力し、所得税等確定申告会場の運営に従事

#### 5 納税表彰式の開催



令和4年度 収支計算書			
令和4年4月1日～令和5年3月31日 (単位:円)			
科目	決算額	科目	決算額
会費収入	5,600	事業費	617,598
受取参加費収入	12,000	管理費	350,000
助成金収入	972,000		
雑収入	0		
前期繰越金	86,305	繰越金	108,307
<b>収入合計</b>	<b>1,075,905</b>	<b>支出合計</b>	<b>1,075,905</b>

令和5年度 収支予算書			
令和5年4月1日～令和6年3月31日 (単位:円)			
科目	予算額	科目	予算額
会費収入	5,000	事業費	798,307
受取参加費収入	63,000	管理費	350,000
助成金収入	972,000		
雑収入	0		
繰越金	108,307	繰越金	0
<b>収入合計</b>	<b>1,148,307</b>	<b>支出合計</b>	<b>1,148,307</b>

## 納税協会 新入会員の紹介(令和4年7月～令和5年6月)

### 【個人会員】

小森由香里	大今里2	士業
村上 民子	大今里4	飲食業
金本 順也	大今里南4	建設業

その他7名入会



納税協会ご入会の

お申込みはこちら ▼



### 【法人会員】

株式会社 松本精工	深江北3	金属加工業
株式会社 エイムキュア	大今里2	介護事業、療術業
株式会社 みおつくし総研	中本5	サービス業
REALIZE 株式会社	堺市鳳南町	建設業

## 大阪府中央府税事務所からのお知らせ

**スマートフォン決済アプリで大阪府税の納付ができます！**

府税あらかると

府税の納付書の表面に「地方税統一 QR コード (eL-QR (エルキューアール))」の印刷があるものに限り、スマートフォン決済アプリから「地方税統一 QR コード (eL-QR (エルキューアール))」を読み取ることで、大阪府税を納付することが可能です。

なお、ご利用可能なスマートフォン決済アプリは、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

### ■対象税目

自動車税 (種別割) ・自動車税 (環境性能割) ・個人事業税 ・法人府民税 ・法人事業税 (特別法人事業税又は地方法人特別税を含む) ・府民税利子割 ・府民税配当割 ・府民税株式等譲渡所得割 ・不動産取得税 ・ゴルフ場利用税 ・軽油引取税 ・宿泊税

※納税義務者 (特別徴収義務者) が税額を記入して納税する「複写式の納付書」は、スマートフォン決済アプリを利用した納付に対応していません。

### ■注意事項

- ・領収証書は発行されません。お支払いの後に領収日付印のない領収証書が手元に残りますので、二重払いにならないようご注意ください。納付状況は、地方税お支払サイトの「納付履歴」からご確認ください。領収証書が必要な場合は、金融機関、府税事務所、コンビニエンスストア等での納付をお願いします。
- ・納付後すぐに車検を受ける等、納税証明書が至急必要な場合は、金融機関、府税事務所、コンビニエンスストア等でご納付のうえ、納税証明書の交付を受けてください。
- ・納付書は「期限 (延滞金額を算出した期間の末日)」を経過すると利用できません。
- ・納付方法等の詳細については、大阪府「府税あらかると」のホームページ等をご確認ください。

※QR コードは (株) デンソーウェーブの登録商標です

## 大阪府からのお知らせ

個人事業税の納付には、  
便利で、安心、安全な  
**口座振替**をご利用ください



© 2014 大阪府もずやん

「大阪府税預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、預金通帳使用印鑑を押印の上、お申し込みください。お申し込みから概ね3か月後の納付分から口座振替が開始されます。

※「大阪府税預金口座振替依頼書」は、府税事務所の窓口に備え付けているほか、府税のホームページからもダウンロードできます。

## 税務署からのお知らせ

### インボイス制度について

インボイス制度が10月1日より始まります！下のチェックシートを利用して、事前準備をしましょう。



#### ① 売手としての準備に取りかかりましょう

- 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう**
  - 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
  - インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
  - 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。
- 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう**
  - インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
  - 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うことになります。
  - 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
  - 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
  - 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。
- 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法を共有しましょう**
  - 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っているとなれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。
- インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう**
  - 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
  - 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)
- 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう**
  - それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

#### ② 買手としての準備に取りかかりましょう

- 2割特例や簡易課税制度を適用するかを確認しましょう**
  - 2割特例や簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です(よって、以下の項目は検討不要)。
- 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう**
  - 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
  - 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
  - 一定規模以下の事業者は、1万円未満の取引について帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられるため、インボイスの保存が不要です(ただし、経過措置終了後である令和11年10月1日以降の取引は、インボイスが必要となります)。
- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう**
  - 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
  - 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
  - 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。
- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう**
  - 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
  - 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置(80%・50%控除)の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
  - 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。
- 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう**
  - インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
  - インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
  - 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)

## 事業活動報告【令和5年1月～令和5年7月】

### 令和4年分所得税・消費税確定申告

令和5年2月16・17日、2月24日～3月2日の期間、近畿税理士会東成支部の協力を得て納税協会会議室に所得税・消費税の確定申告に関する相談会場を設けました。会場には、パソコンを配備しe-Taxによる送信を行い、その利用促進に取り組んでいます。相談者の待ち時間を短縮するため、時間指定制にて実施いたしました。



### 青年部 講演会及び研修会

令和5年3月28日、KKRホテル大阪において、講演会及び研修会を開催しました。コロナ禍のため3年ぶりの開催となりました。

講演会は、株式会社ライフアースグループ代表取締役であり、パーソナルトレーナーでもある谷けいじ氏によりまずご講演で、「病気知らずケガ知らず！0から始める体づくり～体が変われば人生が変わる～」と題して実演を交えながら、楽しくお話くださいました。その後、北税務署 審理専門官 西野康二氏を講師にお迎えし、「令和5年度 税制改正について」の研修会を行いました。今後の健康や税制について、大変有意義な講演会・研修会となりました。



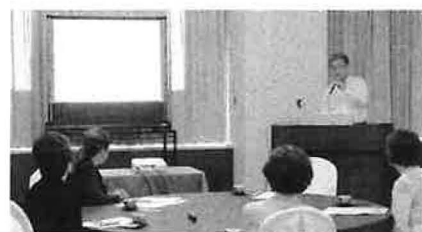
### 納貯 納貯の日キャンペーン

「4月10日は『納貯の日』キャンペーン」を実施しました。本年度も協賛の公的機関や役員の方にご紹介いただいた金融機関、地域の店舗等の窓口にはパンフレット等を配置していただき、来訪された方に手にしていただく方法で、納税貯蓄組合の存在、知名度アップを図りました。



### 納貯女性部 講演会

令和5年5月17日、KKRホテル大阪において開催しました。東成税務署長 須江英隆氏を講師にお迎えし、「単身先で学んだ地域文化と、名所、名産」と題してご講演いただきました。



### 局所管法人部会・優良法人会 合同講演会

令和5年6月21日、KKRホテル大阪において、2部構成で講演会を開催いたしました。

第1部では、東成税務署長 須江英隆氏 を講師にお迎えし、「大阪市の歩みと『東成区』」と題してご講演いただきました。

第2部は、大阪大学特任教授で元外務事務次官の 藪中三十二氏によりまずご講演で、「緊迫の国際情勢と日本の針路」と題して、外務省での経験談を交えながらお話をしてくださいました。



### インボイス説明会・登録申請相談会

インボイス制度の導入に向け、下の日程で、近畿税理士会東成支部の税理士、東成税務署の担当官による「インボイス説明会・登録申請相談会」を開催しました。


令和5年2月3日、10日 / 3月3日、10日、14日、20日、29日 / 4月13日、25日 /  
5月9日、23日 / 6月8日、20日 / 7月4日

# 深めよう 税の知識と関心を

## 協会・納貯の会議関係

1月24日	<b>協会 正副会・理事会</b> 令和5年度事業計画及び収支予算等の承認、行政庁に提出する定期提出書類の承認、常勤役員の報酬事業報告、収支経過報告、職務執行状況報告
5月11日	<b>協会 正副会・理事会</b> 令和4年度事業報告及び決算の承認、行政庁に提出する定期提出書類の承認、会館建替積立資産の積立て、令和5年度定時総会の日時、場所、目的事項の承認 什器備品購入積立資産の取崩し、理事との取引、副会長職退任、職務執行状況報告
5月17日	<b>納貯女性部 定時総会</b> 令和4年度事業報告及び収支報告の承認、令和5年度事業計画の承認
5月24日	<b>納貯 正副会・理事会、定時総会</b> 令和4年度事業報告及び決算の承認、令和5年度事業計画及び収支予算の承認
7月24日	<b>納貯 正副会</b> 納税表彰者の選定について <b>協会 正副会</b> 納税表彰者の選定について

今後の  
**ゼミナール**  
・**税務相談**  
の開催予定



- ★ **ゼミナール**
- 9月15日(金) ことしの税制改正のポイント
- 10月11日(水) 電子帳簿等保存制度について
- 11月21日(火) 年末調整のしかた
- ★ **税務相談**
- 8月22日(火)
- 9月20日(水)
- 10月17日(火)
- 11月22日(水)
- 12月19日(火)

東成納税協会の  
ホームページはこちら▶



## 小規模企業共済制度

～ 小規模事業者の方へ耳よりの情報 ～  
小規模共済制度を利用して所得税を節税



中小企業者の老後の生活資金として貯めるには最適です。  
いわば、経営者のための退職金積立と同じ役割をします。

### 小規模企業共済制度とは

小規模企業共済制度とは、小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業を廃業されたり退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

### 共済金の受取 掛金月額 10,000 円の場合 (平成 29. 11 月パンフレットより)

年数	掛金合計	共済 A	共済 B	準共済金	解約手当金
5 年	600,000	621,400	614,600	600,000	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の 80～120%相当額がお受けいただけます。掛金納付月数が 240 か月(20 年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10 年	1,200,000	1,290,600	1,260,800	1,200,000	
15 年	1,800,000	2,011,000	1,940,400	1,800,000	
20 年	2,400,000	2,786,400	2,658,800	2,419,500	
30 年	3,600,000	4,348,000	4,211,800	3,832,740	

共済金 A：事業の廃業(個人事業主の死亡会社等の解散を含む。)  
 共済金 B：会社等の役員(任意または任期満了による退職を除く。)  
 老齢給付(年齢が満 65 歳以上で掛金を 180 か月以上納付した方。老齢給付として受け取らずに共済契約を継続する事も可能。)  
 準共済金：会社等の役員(任意または任期満了による退職等)  
 解約手当金：任意解約

### 制度の特色

月々の掛金は自由に選べて 1,000 円～7 万円  
掛金の全額が所得控除の対象となります。

加入期間が長いほど有利。  
豊かな老後のための準備として、  
お早めのご加入をおすすめします。